

[形式審査表の記載要領]

- 1 この形式審査表は、「取引等に係る税務上の取扱い等に関する事前照会」（以下「照会文書」という。）を受理した署又は局の照会応答担当者及び局の文書回答担当者が形式審査事務及び補正要求事務を行う際に使用する。
- 2 「記載事項」については照会文書の各記載事項について確認をした結果、「適」若しくは「不適」のいずれかを○で囲む。
- 3 「記載事項」の「補正状況」欄には、照会文書の各記載事項について補正がされた場合におけるその状況を、例えば、「○年○月○日文書訂正」又は「○年○月○日補正書提出」のように記載する。
- 4 「要件事項」については、各要件事項について、次の要件事項が記載されているかどうかを確認した結果、「適」又は「不適」のいずれかを○で囲む。
 - (1) 「8」欄……税法上の承認申請(措置法40条事案等)等に係るもの、譲渡所得等の課税の特例に係る事前協議、国等に対する寄附金の事前確認、独立企業間価格の算定方法等の確認、同業者団体等からの照会に対する文書回答等、別途事務運営指針等により、別途処理手続が定められているものではないこと。
 - (2) 「9」欄……申告期限前(源泉徴収等の場合は納期限前)の事前照会であること。
 - (3) 「10」欄……事前照会者自身により実際に行われた取引等に係る事前照会又は将来行う予定の取引等で個別具体的な資料の提出が可能なものに係る事前照会であること（将来行う予定の取引等に係る照会にあつては、照会の前提とする事実関係について選択肢があるものではないこと。）。
 - (4) 「11」欄……調査等の手続、徴収手続及び酒類等の製造免許又は酒類の販売業免許に係る事前照会でないこと。
 - (5) 「12」欄……取引等に係る税務上の取扱い等が、法令、法令解釈通達あるいは過去の公表された質疑事例等において明らかになっているものに係る事前照会でないこと。
 - (6) 「13」欄……個々の財産の評価や取引等価額の算定に関する事前照会でないこと。
 - (7) 「14」欄……次のような性質を有するものでないこと。
 - イ 実地確認や取引等関係者等への照会等による事実関係の認定を必要とするもの
 - ロ 国税に関する法令以外の法令等に係る解釈等を必要とするもの
 - ハ 事前照会に係る取引等が、法令等に抵触又は抵触するおそれがあるもの
 - ニ 事前照会に係る取引等について、税務調査中・不服申立て中、税務訴訟中であるか、取引等関係者間において紛争中又は紛争のおそれが極めて高いもの
 - ホ 同族会社等の行為又は計算の否認等に関わる取引等、通常の経済取引としては不合理と認められるもの。
 - ヘ 税の軽減を主要な目的とするもの
 - ト 一連の組み合わせられた取引等の一部のみを照会しているもの
 - チ 事前照会者や事前照会に係る取引等関係者が、租税条約における明確な情報交換協定がない等、我が国の国税当局による情報収集や事実確認が困難な国や地域の居住者等であるもの
 - リ 審査の途中において、前提とする事実関係が合理的な理由なく変更されるもの
 - ヌ 上記のほか、本手続による回答が適切でない認められるもの（例示）
 - ① 文書回答が、税法の適用等についての予測可能性を与えるという本来の目的に反する形で利用されるおそれがある場合
 - ② 他の法令等により決定されるべき前提となる事項が未解決である場合
 - ③ 法令の改正過程にある問題であり、現状における回答が困難である場合
- 5 「簡易補正」欄には、上記3の記載事項の補正以外に必要に応じて事前照会者に補正等を求めた場合に、その事項を記載する。
- 6 「その他連絡事項」欄には、署又は局の照会応答担当者が局の文書回答担当者に連絡すべき事項（例えば、文書回答を行わないことが適切であると思われる照会で、口頭による回答が可能な照会に対して、口頭による回答を行っているなどの事項）があれば、適宜記載する。